

令和元年度宮崎県教員募集PR動画制作等業務委託企画提案競技実施要領

1 業務の目的

本県教育の魅力や本県で働くことのよさを全国に伝えるためのプロモーション動画を作成し、インターネット配信、東京事務所等での放映及び説明会やガイダンス等での活用をとおして、全国からの本県教員志願者を増やし、本県教育を担う優秀な人材を確保する。

2 業務内容

以下の要領に沿って、PR動画制作、インターネット配信を行うこと。

(1) PR動画

制作本数 2本とする。なお、各動画、インターネット配信用に編集したものも制作すること。

(2) 動画規格

- ① テーマ 各動画のテーマは下記のとおりとする。
 - ・ 県外大学等の学生向け本県教員志願促進
 - ・ 県外で勤務している教員向け本県教員志願促進
- ② 時間 2本とも3分以上5分以内とする。インターネット配信用については、配信に適した時間に設定すること。
- ③ 字幕 インタビュー場面での発言などには可能な限り字幕を入れること。
- ④ その他 作品には、オープニングを挿入し、タイトルや音楽を入れること。
なお、出演者は本県教員を想定し、出演に係る手配は県にて対応する。

(3) インターネット配信

予算の範囲において、県が実施する「宮崎県教員採用選考試験ガイダンス」への参加が見込まれる者へ効果的配信を行い、県ホームページ「宮崎県教員採用選考試験ガイダンス」の案内ページへ誘導を図るなど、「宮崎県教員採用選考試験ガイダンス」参加を促す配信となるよう工夫すること。
なお、インターネット配信の結果分析を行うこと。

3 予算上限額

総額500千円（消費税及び地方消費税額含む。）

※この金額は、本業務の調達における提案価格の上限額であり、契約時の予定価格を示すものではありません。

※仕様書に明記した企画内容の履行までに要する全ての経費を含みます。

4 支払方法

精算払

5 委託内容

別紙「令和元年度宮崎県教員募集PR動画制作等業務委託に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

6 企画提案競技実施の公告方法

宮崎県ホームページにより告知

7 委託期間

(1) PR動画納入期限 令和元年11月20日

(2) インターネット配信の時期

今年度、県が実施する「宮崎県教員採用選考試験ガイダンス」の約1週間前から実施日までの間において適する期間。

※「宮崎県教員採用選考試験ガイダンス」実施日

- ・宮崎会場：令和元年11月30日（土）
- ・鹿児島会場：令和元年12月3日（火）
- ・福岡会場：令和元年12月4日（水）
- ・熊本会場：令和元年12月4日（水）
- ・広島会場：令和元年12月5日（木）

(3) 契約期間：令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

8 業務の処理

(1) 受託業者は、業務の内容及び範囲について、県（発注者）と十分打ち合わせを行い業務の目的を達すること。

(2) 受託業者は、打ち合わせの内容を記録し、随時、県へ提出すること。

(3) 受託業者は、業務の進捗状況に関して、随時、県へ報告し、その内容について、承認又は指示を受けること。

9 企画提案競技参加資格

本業務に関する企画提案競技参加者は、次に掲げる企画提案競技参加資格の要件の全てを満たしている者とし、その旨の誓約書（別紙4）を提出すること。

【参加資格の要件】

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者

(2) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された営業種目が「広告代理」の者、又はこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

(4) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者

- (5) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者ではない者

10 スケジュール

- (1) 実施公告 令和元年9月6日（金）
- (2) 事前説明会参加申込 令和元年9月10日（火）午後5時まで
- (3) 事前説明会 令和元年9月11日（水）午後2時～3時
- (4) 企画提案競技参加申込 令和元年9月13日（金）午後5時まで
- (5) 質問票受付期限 令和元年9月17日（火）正午まで
- (6) 企画提案書提出 令和元年9月24日（火）午後5時まで
- (7) 審査結果通知 令和元年9月下旬予定

11 事前説明会の実施

- (1) 期 日：令和元年9月11日（水）午後2時～3時
- (2) 場 所：宮崎県庁4号館 2階 共用会議室
- (3) 参加申込：事前説明会参加申込書（別紙1）に必要事項を記入の上、13に記載の宛先にファクシミリ又は電子メールにより申込を行うものとする。
- (4) 申込締切：令和元年9月10日（火）午後5時までに申し込むこと。
- (5) 留意事項：参加人数は各団体2名までとする。なお、事前説明会に参加しない場合でも、企画提案競技への参加は可能。

12 企画提案競技について

- (1) 企画提案競技への参加申込
 - ア 提出期限：令和元年9月13日（金）午後5時まで（必着）
 - イ 提出先：県教育庁教職員課人材育成担当
 - ウ 提出方法：持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール
 - エ 提出書類：企画提案競技参加申込書（別紙2）
 - オ その他：郵送、ファクシミリ又は電子メールにより参加申込書（別紙2）を受け付けた場合には、県教育庁教職員課から電話にて確認の連絡を行うので、申込み日2日後以降（土曜日、日曜日を除く。）までに連絡が無い場合には、県教育庁教職員課に問い合わせること。
- (2) 企画提案競技にかかる質問

本業務について質問がある場合は、企画提案競技に関する質問票（別紙3）を令和元年9月17日（火）正午までに県教育庁教職員課にファクシミリ又は電子メールで提出すること。

質問への回答は、原則として質問受付日から原則3日以内（土日・祝日は除く。）に質問者へ電子メールで送付することとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、参加申込書を提出した全ての者に回答す

- るものとする。
- (3) 企画提案書の提出
下記のア及びイの書類を1セットとし、これを企画提案書と呼ぶ。なお、提案は1社1案とする。
- ア 企画提案書 (A4版)
(ア) PR動画構成イメージ等
(イ) 業務構成概要
(ウ) 事業計画書
(エ) 会社概要
(オ) スタッフ体制
(カ) 過去の業務実績
- イ 見積書及び見積明細書
(ア) 各業務の積算内容が分かるように記載し、見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。
(イ) 宛名は「宮崎県知事」とすること。
- ウ 提出部数 8部 (A4判)
正本1部、副本7部
- エ 提出期限・提出先・提出方法
(ア) 提出期限：令和元年9月24日(火)午後5時まで(必着)
(イ) 提出先：県教育庁教職員課人材育成担当
(ウ) 提出方法：持参又は送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。なお、送付の場合であっても令和元年9月24日(火)午後5時必着とする。)
- (4) 審査方法・基準
企画提案書の提出による「企画提案競技方式」とし、提案された企画提案について、次のとおり審査を行い、最も優れた提案を選定する。
なお、審査は別に定める審査基準表に基づき行うものとする。
- ア 審査手順
提出された企画提案書を審査し、優良提案を1件選定。
- イ 審査基準
別添審査基準表のとおり
- (5) 審査結果の通知
審査結果については、選定・不選定にかかわらず通知する。
- (6) 契約の締結等
ア (4)アの審査手順により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う(その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。)ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。
イ 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
ウ 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定(性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき)により、予算の範

囲内で随意契約を行うものとする。

エ 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

オ 契約手続きに要する費用は業者負担とする。

(7) 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき

イ 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき

ウ 同一人が二件以上の提案をしたとき

エ 提案に関してその他不正の行為があったとき

オ 見積書の金額、氏名、印影、又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき

カ その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき

(8) 著作権

制作したPR動画の著作権は、県に帰属するものとする。

(9) その他

ア 提出された書類は、返却しない。

イ 企画提案に要する一切の経費は、各社負担とする。

ウ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

13 問い合わせ及び書類提出先

〒880-8502 宮崎県宮崎市橘通東1丁目9番10号

宮崎県教育庁 教職員課 人材育成担当

電 話 0985-26-7241

ファクシミリ 0985-28-2757

電子メール mera-tomohiro@pref.miyazaki.lg.jp